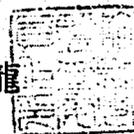


輪島市監査公表第 38 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成22年11月22日

輪島市監査委員 向 憲 龍



輪島市監査委員 坂 下 幸 雄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成22年10月15日（金） 企画課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から8月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び貸借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせて頂いたことを申し添える。

○能登空港の搭乗率について（6年目：62.3%、7年目：62.3%）は、本年7月で8年目に入り、本日（10月15日）現在の搭乗率は、62.0%とのことである。会議出席時や学校の修学旅行を奨める等アピールをしているようだが、厳しい状況が続くことは必至である。今後、乗り継ぎ割引や早割制度の各方面への宣伝を更に強化したり、町内への回覧についても何回も行うなど対策を取って頂きたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

（指摘事項）

①日本航空学園建設資金償還補助事業について

（財）奥能登開発公社の借入償還に対する補助金が、平成34年度まで交付されるとのことである。日本航空学園が輪島市に建設され、多くの学生等が輪島市民となったことによる経済効果はあったと思われる。

しかし、長年に渡る補助金交付が輪島市の財政を圧迫しうる一要因である現状を鑑み、航空学園に対し今まで以上の協力を求めていくことが重要である。日々の生活に関連した航空学園関係者による地域への貢献についても、調査・研究をするなど対応策を取って頂きたい。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成22年10月15日（金） 市民課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から8月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせて頂いたことを申し添える。

○特定健康診査については、健診の日程を設けたうえで市民に受診を促す電話をするなど、人を動かすことは大変である。従って事業を進めるにあたり、広報誌への掲載や町内への回覧等を行ない周知に努めると共に医師会など各方面の方々と連絡を強化し、医療費の節約に繋がっていく特定健康診査の受診率を上げるため様々な対策をお願いする。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成22年10月15日（金） 環境対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

※坂下 幸雄 監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により
除斥した。

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度の監査資料（平成22年4月から8月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5. 監査の結果

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要すべき事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①火葬場使用料の滞納について

支払うべきものを支払わずにいる者へは、強い対応をお願いします。

強制的に徴収出来ない使用料とのことだが、現年度分がまず滞納とならないような早めの対策を取って頂きたい。チェック体制を徹底し、こちらから訪問することも重要なことである。